

WellPila 会員利用規約

第1章 総則

第1条 (目的) 本規約は、株式会社FYT（以下「当社」といいます）が運営するマシンピラティススタジオ「WellPila」（以下「本クラブ」といいます）およびそれに付随するサービスを利用する会員が遵守すべき事項を定めることを目的とします。

第2条 (適用範囲)

- 本規約は、本クラブの全会員に適用されます。
- 当社が定める理由、注意事項、および入会時の契約書面も、本規約の一部を構成します。

第2章 会員

第3条 (会員制度)

- 本クラブは会員制とします。
- 本クラブに入会しようとする者は、本規約を承諾の上、当社所定の手続きを行い、当社の承認を得るものとします。

第4条 (会員資格) 本クラブに入会できる者は、次の各号のすべてを満たす者に限ります。

- 女性であること。
- 本規約および諸規則を遵守することに同意すること。
- 医師等により運動を禁じられておらず、本クラブの施設利用に支障がない健康状態であること。
- 暴力団、暴力団員、その他反社会的勢力に属さないこと。
- 未成年の場合、親権者の同意があること。

第3章 契約・費用・支払い

第5条 (会費および諸費用)

- 会員は、利用プランに応じて当社が定める会費および施設利用料（以下「会費等」）を支払うものとします。
- 会費等の金額は、別途定める料金表に従います。
- 支払い方法は、原則としてクレジットカード決済とします。

第6条 (支払期日と決済)

- 毎月20日に、翌月分の会費等を決済します（前払い制）。
- 入会時は、初期費用として「入会当月の会費（日割り等）」および「翌月分の会費」を即時決済します。

第7条 (未払い時の措置)

1. 会費等の決済が確認できない場合、当社は以下の措置を講じることができます。
 - レッスン予約の自動キャンセル
 - チケットおよび施設の利用停止
2. 滞納が2ヶ月以上継続した場合、当社の判断により会員契約を終了させていただく場合があります。

第8条 (12ヶ月契約プランの特約)

1. 「12ヶ月契約プラン」を選択した会員は、契約開始月から12ヶ月間、本クラブを継続して利用することを条件に、**月額施設利用料(税込880円)の免除**を受けます。
2. **【中途解約】** 第1項の期間内に、会員の自己都合により退会する場合、会員は「**免除を受けた施設利用料の総額(税込880円×利用月数)**」を契約解除料として一括で支払うものとします。
3. ただし、妊娠、傷病、転居等、当社がやむを得ない事由と認めた場合に限り、前項の違約金を免除または減額することがあります。

第4章 施設利用・チケット

第9条 (チケットの有効期限と繰越)

1. プランに基づき付与されるレッスンチケットの有効期限は、原則として付与月の末日までとします。
2. 未利用のチケットは、**翌月に限り1枚のみ**繰り越して利用することができます。翌々月への再繰越はできません。

第10条 (予約とキャンセル)

1. 施設の利用は完全予約制とします。
2. 予約のキャンセルおよび変更は、当社が定めるキャンセル規約に従って行うものとします。期限を過ぎたキャンセルは、ご予約分としてチケット1回分充当させていただきます。

第11条 (相互利用) 会員は、登録店舗(旗艦店または支店)に加え、当社が指定する相互利用対象店舗を利用することができます。ただし、店舗ごとの予約枠制限や設備の違いにより、利用条件が異なる場合があります。

第12条 (医療免責および健康相談)

1. 本クラブが提供するサービスには、看護師による健康相談や管理栄養士による食事指導が含まれますが、これらは健康維持・増進のための助言であり、**医師法・保助看法等に基づく医療行為(診断、治療、投薬等)ではありません。**
2. 会員は、自己の体調管理に責任を持ち、身体の異常を感じた場合は速やかに医療機関を受診するものとします。

第5章 個人情報の取扱い

第13条 (個人情報および機微情報の共有)

1. 当社は、会員の個人情報および機微情報(体組成計データ、既往歴、相談内容等)を、個人情報保護法および当社のプライバシーポリシーに従い厳重に管理します。

2. 会員は、適切な指導（運動・栄養・医療相談の連携）を受けるため、**当社に所属するインストラクター、管理栄養士、看護師の間で、前項のデータが共有されることに同意するものとします。**

第6章 退会・休会・変更

第14条（退会）

1. 会員が自己都合により退会する場合、**退会希望月の前月15日までに**、当社所定の方法にて申請手続きを完了しなければなりません。
 - （例：3月末での退会希望 → 2月15日までに申請）
2. 期日を過ぎた申請の場合、退会は翌々月末となり、翌月分の会費が発生します。
3. 口頭、電話、メールのみによる退会申請は受け付けておりません。

第15条（休会）

1. 会員は、**休会希望月の前月15日までに**申請し、所定の休会費（月額1,000円 ※税込1,100円）を支払うことで休会することができます。
2. 12ヶ月契約プランの期間中に休会した場合、契約期間は休会した月数分延長されません。

第7章 禁止事項・免責

第16条（禁止事項・除名） 会員が以下の行為を行った場合、当社の判断により会員契約を終了させていただく場合があります。

1. 本規約、諸規則、またはスタッフのお願いをお守りいただけない場合。
2. 他の会員やスタッフに対する迷惑行為、誹謗中傷、ハラスメント行為。
3. 施設内での物品販売、宗教活動、営業行為。
4. 無断での撮影、録音行為。

第17条（免責）

1. 当社は、会員が本クラブの利用中に被った損害（怪我、盗難、紛失等）について、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、一切の責任を負いません。
2. 会員同士のトラブルについては、当事者間で解決するものとし、当社は関与しません。

第8章 その他

第18条（規約の改定）

1. 当社は、必要と判断した場合には、本規約および諸規則を改定することができます。
2. 改定された規約は、当社ウェブサイトまたは施設内掲示等により告知された時点で効力を生じるものとします。

第19条（管轄裁判所） 本規約に関する紛争については、広島地方裁判所福山支部を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。